

<重要>お申込みの前に必ずお読みいただき、本書は大切に保管してください。

ながさきスマートネットに関する重要事項説明書

株式会社 長崎ケーブルメディア

1 ご確認事項

お申込みの前に、「ながさきスマートネットに関する重要事項説明書」（以下「本書」といいます。）、株式会社 長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）が別途定める「ながさきスマートネットサービス約款」及び加入申込に係わるサービス利用規約等（以下「約款等」といいます。）をご確認の上、「ながさきスマートネット加入申込書」へご記入をお願いいたします。本書に記載の無い事項については、約款等が適用されます。

2 本書の取扱い

本書は、「ながさきスマートネット」（以下「本サービス」といいます。）に関するものです。本書に記載の無いサービスをお申込みの場合は、別途お手続きが必要となりますので当社までご連絡ください。

3 本書及び約款等の変更・公開

本書及び約款等の内容は変更となる場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の内容が適用されます。なお、本書及び約款等は、当社Webサイトに公開されております。紙面での郵送を希望される場合は、当社までご連絡ください。

4 サービス料金

本サービスの料金については、「ながさきスマートネットサービス約款」に規定する「ながさきスマートネットサービス料金表」の内容が適用されます。

5 ご留意事項

- ・記載の内容は2024年12月1日現在の情報です。
- ・表記税込金額は消費税10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には、消費税の差額をご請求することがあります。
- ・本サービスのお申込みには別表（4ページ）に記載している本人確認書類が必要です。
- ・未成年者又は成年被後見人の方については、法定代理人（親権者・後見人）の同意が必要です。「ながさきスマートネット加入申込書」の法定代理人（親権者・後見人）同意欄に署名、捺印等をいただいた上で、お申込みをお願いいたします。
- ・当社では、サービス提供に取得したお客様の個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」に基づいて適正に取扱います。詳しくは当社Webサイトをご確認ください。

6 お問い合わせ先

株式会社 長崎ケーブルメディア

〒850-0052 長崎市筑後町5-8

TEL：095-828-0120

URL：<https://www.cncm.ne.jp/>

受付時間／9：00～18：00（土・日・祝日も受け付けております。）

7 無線端末機器の取扱い

- ・本サービスのご利用に必要な無線端末機器（以下「本機器」といいます。）は当社から発送します。本機器到着後、お客様にて設置をお願いいたします。
- ・本サービスの契約成立日は、当社が本機器を発送した日とさせていただきます。
- ・インターネットを利用するためのパソコン又はその他端末機器については、お客様にて準備、接続、設定をお願いいたします。また、初めて本サービスにご加入いただくお客様については、インターネット接続初期設定訪問サポートを無料で実施しております。詳しいサポートの内容及び注意事項については、別途案内チラシをご確認ください。
- ・本機器は貸与品のため、お客様の故意、過失により故障、破損、紛失等した場合は、「ながさきスマートネットサービス約款」に規定する損害金をお支払いいただきます。

8 料金のお支払い

- ・料金のお支払い方法は、口座振替又はクレジット決済となります。別途、預金口座振替依頼書等へのご記入・捺印をお願いいたします。
- ・口座振替の場合、振替日は毎月26日となります。（休業日の場合は翌営業日）
- ・クレジット決済の場合、口座振替日はカード会社の規約に基づく日となります。なお、クレジット会社によっては、お取り扱いしていない場合があります。
- ・本サービスの初期登録手数料（3,000円[税込3,300円]／回）は、契約成立日の属する月の翌月に一括払いとなります。
- ・本サービスの月額利用料（3,500円[税込3,850円]／台）は、契約成立日の属する月の翌月1日からの課金開始となり、お支払いは翌月払いとなります。
- ・オプションサービスの利用料のお支払いは、サービスごとに定めます。
- ・金融機関等の登録手続が間に合わない場合、初回ご請求分は振込用紙でのお支払いとなります。
- ・手続に関する料金及び利用料等、その他の債務について、支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合は、当社は、役務の提供を停止し、加入契約解除の措置を取らせていただきます。

9 通信速度

- ・本サービスの通信速度は、ご利用機器の機能・処理能力、LANケーブルの規格、電波の影響、回線の混雑状況、ご利用時間帯、建物の構造等によって低下する場合があります。
- ・お客様の通信量が長時間にわたって通信回線を圧迫した場合は、他のお客様のご利用に影響を及ぼすおそれがあるため、当社により通信速度を制限又は停止させていただく場合があります。

10 ncmリモートサポート（オプションサービス）

- ・ncm リモートサポート（以下本項において「本サービス」といいます。）の月額利用料（500円[税込550円]）は、当社が申込みを受付した日の属する月とその翌月までが無料期間となります。（再契約の場合を除きます。）お客様より解約のお申出が無い場合は継続利用とみなし、月額利用料については、無料期間の翌月1日からの課金開始となり、お支払いは翌月払いとなります。なお、解約のお申出は、当社が申込みを受付した日の属する月の翌月1日から承ります。
- ・本サービスは、パソコン、インターネットに関する操作、各種設定等を、電話及びリモート操作でサポートするサービスです。
- ・サポート対象は、オペレーションシステム（Windows、Mac）、ブラウザ、メールソフト、メディアプレ

- ・サーバー、ウイルス対策ソフト設定となります。
- ・サポート内容は、インストール、初期設定、及び個人で使用を想定した基本的な操作方法となります。
(モバイル端末向けのアプリケーションは対象外となります。)
- ・サポート時間は、専用受付番号にて9:00～21:00(年中無休)までとなります。
- ・本サービスは、お客様からお問い合わせいただいた内容に完全に対応することを保証するものではありません。
- ・本サービスは、パソコンメーカーやソフトウェア会社、インターネット接続事業者等が提供するサービスのサポートを代行するものではありません。内容によっては、直接各事業者へお客様ご自身でお問い合わせいただく場合があります。
- ・当社は、オペレーターの電話によるご説明に従ってお客様ご自身で実施された作業、又はお客様のパソコンを遠隔操作でオペレーターが実施した作業により、お客様ご自身に生じた損失及び他のサービス契約者を含む第三者に与えた損害について、いかなる責任も負いません。

1 1 初期契約解除制度

- ・本サービス契約は、電気通信事業法における初期契約解除制度の適用対象となります。
- ・お客様は、当社が交付する「ご利用内容のお知らせ」(以下「契約書面」といいます。)を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、加入契約を解除することができます。
- ・加入契約を解除する場合は、加入に係る費用等をご請求させていただきます。
- ・法人及びその他の団体(法人等)の加入契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。
- ・初期契約解除制度の内容、条件等の詳細については、契約書面をご確認、又は当社までお問い合わせください。

1 2 解約のお手続き

- ・本サービス等を解約される場合は、解約希望日の14日前までに当社までご連絡ください。なお、解約をご希望される場合、本機器の返却が必要です。返却方法等につきましてはお手続きの際に当社よりご案内させていただきます。
- ・本サービス及びオプションサービスの利用料は、当社がサービスを停止した日の属する月までのご請求となります。
- ・マカフィー for ZAQ、i-フィルター for ZAQ 等の一部オプションサービスは、当社Webサイトからの解約が必要となります。

1 3 ながさきスマートネットの提供条件を説明する会社

株式会社 長崎ケーブルメディア (代理店届出番号：第J1915267号)

※長崎ケーブルメディア指定協力会社による場合は、会社名及び代理店届出番号を「ながさきスマートネット加入申込書」等に明示いたします。

別表

本サービスをお申込みの場合は、「本人確認書類」が必要です。

「本人確認書類」として有効なものは下記の通りです。

A. 運転免許証

有効期限内のもの、各都道府県公安委員会発行のもの、国際免許証は除く。

※2012年4月1日以降に発行された運転経歴証明書も可。

B. マイナンバーカード（個人番号カード）

有効期限内のもの、マイナンバー通知カードは不可。

C. 日本国パスポート

有効期限内のもので、申込みの住所、氏名、生年月日が一致すること。

かつ、顔写真のページ、住所記載のページが必要。

D. 特別永住者証明書

現住所の記載があり、有効期限が90日以上残っているもの。

E. 在留カード又は外国人登録証明書

現住所の記載があり、有効期限が90日以上残っているもの。

（在留資格が「短期滞在」、「資格なし」の場合はお申込みできません。）

F. 住民基本台帳カード+補助書類

有効期限内のもの、顔写真付きカードのみ有効。

G. 身体障がい者手帳

有効期限内のもの、住所の記載があるもの。

（住所の記載がない場合は「補助書類」も必要。）

H. 登記事項証明書又は印鑑登録証明書（法人の場合）

発行から3ヶ月以内のもの。法人の場合、ご担当者様の本人確認書類と社員証

又は名刺も必要となります。

転居等により本人確認書類の住所が現住所と違う場合、下記のいずれかの「補助書類」が必要です。

- 住民票（発行から3ヶ月以内のもの）
- 公共料金領収書（発行から3ヶ月以内で住所の記載があるもの）
電気・都市ガス・水道等（プロパンガス領収書は対象外）